

京都市告示第589号

平成2年3月31日京都市告示第670号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和3年3月1日から次のように改めます。

令和3年2月26日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
醍醐南市営住宅	第1棟, 第2棟及び 第4棟から第6棟まで						0.8505

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
醍醐南市営住宅	第1棟, 第2棟及び 第4棟から第6棟まで		あり	あり	あり		0.8905
			あり	なし	なし		0.8505

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)